

周南市立八代小学校

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月1日

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

国・県及び市の基本方針を参考にし、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本理念や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、これにのっとり、いじめ防止等の対策に適切に取り組む。

【いじめの防止等に係る基本理念】

- いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こり得るものであり、人間として絶対に許されない人権問題である。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的に行う。
- 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、児童の心身に深刻な影響を及ぼすことをはじめ、いじめ問題に関する児童の理解を深められるよういじめ防止等の対策を行う。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを最優先とし、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の解決に向けた取組を行う。
- 「いじめを『しない』『させない』『許さない』」との『いじめ根絶三原則』を基本理念として、いじめの防止等のための対策を講じる。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように留意する。

<いじめの認知>

- いじめの事実を把握するため、被害児童の思いに寄り添うことを第一義に、行為の起こったときの加害児童本人や周辺状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用する。
- けんかやふざけ合いのように見られる場合、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- インターネット上でのいじめなど、児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースでも、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。
- 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせたような場合は、行為をした児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるなど、警察に相談・通報する必要があるものについては、教育的配慮や被害児童の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報するなど連携した対応をとる。

3 いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等のための基本方針を策定するに当たっては、学校運営協議会や保護者等から意見を聴取するとともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の思いや考えも反映させる。

<いじめ防止基本方針を策定する意義>

- 基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを一人で抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応となる。
- 学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害児童への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童への支援につながる。

<いじめ防止基本方針の内容>

- 基本方針が、組織的な取組による行動計画となるよう、年間を通じたいじめ防止対策委員会の活動を記載する。
- 教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のいじめの早期発見・早期対応マニュアルを定めるとともに、具体的な取組を盛り込む。
- 基本方針が、実情に即しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを設定する。
- 基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成状況を評価し、いじめ防止等のための取組の改善を図る。
- 基本方針は、ホームページや学校便りで公開する。

4 いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、組織的な対応によりいじめ問題の解決を図るため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<いじめ防止対策委員会の役割>

- いじめ防止対策委員会は、いじめ問題への組織的対応において中核的な役割を担う。
- いじめ防止対策委員会は、必要に応じてSC、SSW等の専門家の参画を得て、実効性のあるものとする。
- いじめ防止対策委員会は、被害児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知し、児童から信頼される組織となるよう努める。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、ただちにいじめ防止対策委員会を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係のある児童から事実関係を聴取する。さらに、指導や支援の体制及び対応方針の決定、保護者との連携など組織的に対応する。
- 教職員は、児童からの訴えや些細な兆候や懸念を感じとった場合には、一人で抱え込まずに、全ていじめ防止対策委員会に報告・相談する。
- いじめ防止対策委員会に集められた情報は、児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- いじめ防止対策委員会は、学校がいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。
- いじめ問題の解決を図るため、いじめ防止対策委員会を設置していることを、児童及び保護者に対して周知する。

<いじめ防止対策委員会の構成>

常任構成員	役 割
校長	・いじめ防止基本方針の策定・見直しをする。 ・いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急対処方針を決定し、保護者や関係機関との連携を図る。
教頭	・学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。 ・校内のいじめ防止対策委員会の運営を進める。
教務主任	・教育課程や教育活動における配慮事項を作成する。
生徒指導主任	・いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正をする。 ・「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修の企画・運営をする。
養護教諭	・心理的なケアを図る。

臨時構成員	役 割
学級担任	・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集し、記録等をもって情報の共有化を図る。
学校運営協議会委員 (家庭・地域代表)	・家庭、地域等の立場から、いじめの対処と再発防止に向けた学校の取組について意見を述べる。
SC	・必要に応じていじめ防止対策委員会にかかわり助言する。
SSW	・いじめについての事例研究や研修体制の助言をする。

*重大事態の調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、市教委が派遣する専門家を加えて構成する。

5 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

- いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を実施する。
- 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係や学校風土を構築する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に留意する。

<具体的な取組>

- 道徳教育や心の教育の充実及び「いじめ根絶三原則」の徹底
- 生徒指導の3機能を生かした授業づくり（自己決定・自己存在感・共感的な人間関係）
- 児童の夢や希望を育むキャリア教育の推進（人間関係形成・自己理解・課題対応能力）
- 小中連携教育の推進による系統性・持続性のある生徒指導の実践（熊毛学園構想）
- いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修（人権・道徳）
- 「いじめ防止・根絶強調月間」の取組
（児童主体の取り組み推進、SCによる教育相談・いじめ防止対策委員会）

(2) いじめの早期発見

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から的確にかかわるようにする。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように観察する。
- 毎週いじめに関するアンケート調査を実施するとともに、毎学期教育相談週間を設定したり、教育相談ポストを設置したりして、児童がいじめを訴えやすい体制を整備し、いじめの早期発見に努める。

<具体的な取組>

- いじめ等の未然防止及び早期発見・早期対応の充実に向けた「生活アンケート」を毎週実施する。
- 全ての児童を対象とした定期教育相談を毎学期実施する。
- 日常の観察や日記等から、児童の悩み等の実態を把握する。
- 児童や保護者が随時相談できるようにするために、相談ポストを設置する。
- 毎月の児童理解研修会で全教職員が情報共有をする時間を設定する。

(3) いじめへの対処

- いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、学校全体で組織的に対応する。
- 被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めたり、誰かに知らせたりする正義や勇気をもつよう指導する。
- 対応については、教職員全員で共通理解し、保護者の協力や関係機関・専門機関との連携の下で行う。

<具体的な取組>

- いじめの発見や相談の受理により、即刻いじめ防止対策委員会へ報告することを徹底する。
- いじめの対処に関するいじめ防止対策委員会での情報の収集と整理、対応方針の決定、全教職員の共通理解と役割分担を徹底する。
- いじめられた児童からの事実関係の聴き取り及びいじめられた児童の保護及び心理的ケアを行う。
- 周囲の児童からの事実関係の確認、いじめた児童への事実関係の確認及び指導を行う。
- いじめが起きた集団への指導を行う。
- 関係保護者への連絡及び学校の指導に対する理解と協力の依頼を行う。
- いじめた児童からいじめられた児童への謝罪と再発防止の確認を行う。
- 再発防止に向けて、学校全体での指導と取組の徹底を図る。
- 関係児童への継続的な指導・支援及び関係児童の家庭への継続的なフォローを行う。
- 必要に応じて、関係機関（市教委、警察、児童相談所等）との連携を図る。
- 事案の対処及び再発防止に向けて学校運営協議会との連携を図る。

(4) いじめの防止等に関する取組の年間計画

- いじめの未然防止及び早期発見のための取組や取組についての検証を、年間を通じて計画的に実施する。
- いじめ防止対策委員会が、年間計画を立て、その進捗状況や結果について検証をするなど、PDCAサイクルで取組を推進する。
- 取組の進捗状況や結果を評価するために、児童への意識調査や取組評価アンケート等を実施し、いじめ防止対策委員会で分析された評価結果を全教職員で共有し、取組の改善や一層の充実に生かす。

【年間計画】

実施時期	実施される取組	対象
4月	<input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針に関する校内研修の開催 <input type="checkbox"/> 第1回いじめ対策委員会の開催 <input type="checkbox"/> 保護者懇談会等でのいじめ防止基本方針の周知 <input checked="" type="checkbox"/> 生活アンケートの実施（毎週、通年） <input checked="" type="checkbox"/> あいさつ運動の実施（毎月1日・15日） <input checked="" type="checkbox"/> 熊毛学園あいさつウイークの実施（年3回1週間行う） <input checked="" type="checkbox"/> クリーン作戦の実施（毎月1回、通年） <input checked="" type="checkbox"/> 児童のいじめに関する実態についての情報交換（月末職員会、通年）	教職員 関係者 保護者 全校 地域 全校 教職員
5月	<input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針についての説明と指導実施（対児童）	全校
6月	<input checked="" type="checkbox"/> 定期教育相談の実施	全校
7月	<input type="checkbox"/> いじめ防止に関する1学期の取組の振り返り	教職員
8月	<input type="checkbox"/> いじめの防止等に関する校内研修の実施 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会での取組の進捗状況報告	教職員 地域
10月	<input type="checkbox"/> いじめ防止根絶強調月間の取組（標語募集等）	全校
11月	<input checked="" type="checkbox"/> 定期教育相談の実施	全校
12月	<input type="checkbox"/> いじめ防止に関する2学期の取組の振り返り <input type="checkbox"/> 人権教育参観日の実施	教職員 全校
2月	<input checked="" type="checkbox"/> 定期教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 第2回いじめ対策委員会の開催 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会での取組の結果報告	全校 関係者 地域
3月	<input type="checkbox"/> いじめ防止に対する3学期の取組の振り返り	全校

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生

次のような事態が発生した場合、いじめ対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行うとともに、即時教育委員会に報告する。

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。いじめ被害の不安から一定期間連続して欠席している場合、迅速に調査に着手）

(2) いじめに関する調査

① 調査の実施

- ・当該事案が重大事態と判断された場合、事実の把握と適切な対処を行うため、児童に対する調査を実施する。

② 調査のための組織

- ・教育委員会から指示を受け、学校が調査の主体となる場合、いじめ防止対策委員会を母体として組織を編成し、当該重大事態の性質に応じて、教育委員会から派遣される専門家を組織に加える。

③ 事実関係を明確にするための調査

- ・聴き取りや質問票の使用、その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したか等を明らかにする。
- ・客観的な事実関係を可能な限り時系列で網羅的に把握する。
- ・学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会は、調査結果と資料を分析し、いじめの事実や事実と当該重大事態との因果関係を明らかにするとともに、事態への対応について検討する。

④ いじめられた児童及びその保護者に対する情報提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適時、適切な方法で、経過報告も含む。）。
- ・他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の保護に十分配慮し、適切に情報を提供する。
- ・質問紙調査等の実施により得られた情報については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明しておく。
- ・調査を行う場合、情報の提供の内容・方法・時期などについて教育委員会の指導や支援を受ける。

⑤ 調査結果の報告

- ・調査組織は教育委員会に調査結果を報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、教育委員会に提出する。

⑥ 調査結果を踏まえた措置

- ・調査組織が検証した調査結果を重んじ、組織的に、解決に向けた対応や再発防止の取組を実施する。

<いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合>

- ・いじめられた児童からの聴き取り
- ・在校生や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査
- ・調査による事実関係の確認
- ・いじめた児童への指導及びいじめ行為の制止
- ・いじめられた児童への状況にあわせた継続的なケア及び学校生活復帰の支援や学習支援等
- ・教育委員会からの指導及び関係機関との適切な連携

<いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合>

- ・当該児童の保護者から要望・意見の聴取
- ・今後の調査について、当該保護者との協議
- ・当該保護者の同意を得た上での調査
- ・以下、前項に準ずる

<前項のうち、児童が死亡し、死因として自殺の可能性がある場合>

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施
- ・亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を実施
- ・遺族の要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を実施
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を実施
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集
- ・それらの資料や情報の信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮し、正確で一貫した情報を提供

7 その他

(1) 家庭や地域との連携

- 地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すための連携体制を構築する。
- 学校運営協議会やP T A・地域の関係団体等との連絡会議等を活用し、いじめ問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進する体制を構築する。

(2) 関係機関との連携

- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、教育委員会等）と適切に連携を図る。
- 適切な連携を図るため、平素から市教委の担当者と密に連絡を取り合うなど、情報共有体制を構築しておく。
- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図るとともに、法務局の「子どもの人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子どもSOSダイヤル」など、学校以外の相談窓口について児童・保護者へ適切に周知するなど、関係機関との連携を図っておく。